業務委託等に係る一般競争入札 (条件付) 実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岡山県が発注する業務委託等において、一般競争入札(条件付) (以下「入札」という。)の実施に関し、地方自治法(昭和22年法律第67号)、 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)及び岡山県財 務規則(昭和61年岡山県規則第8号。以下「財務規則」という。)に定めるものの ほか、必要な事項を定める。

(対象業務)

- 第2条 この要領の対象となる業務委託等(以下「対象業務」という。)は、予定価格 (消費税及び地方消費税の額を含む。)が100万円を超える業務とする。ただし、 次に掲げる業務を除く。
 - (1) 測量及び建設コンサルタント業務等
 - (2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年 政令第372号)が適用されるもの

(入札参加資格要件)

- 第3条 入札参加資格要件は、政令第167条の4第1項に定めるもののほか、対象業務ごとに次に掲げる事項のうち必要なものについて定める。
 - (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領(平成19年岡山県告示 第332号) その他県が定めた入札参加資格審査要領等に基づく、現に有効な入 札参加資格を有すること
 - (2) 対象業務に対応する業種における業者の格付け
 - (3) 契約の相手方となる事業所の所在地
 - (4) その他必要と認める事項
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加できない。
 - (1) 前項第1号の入札参加資格について、岡山県から入札参加停止又は入札参加除 外の措置を受けている者
 - (2) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領(昭和63年2月1日施行)に基づ く指名除外を受けている者
 - (3)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。

(入札・契約事務審査会の設置)

第4条 前条に定める入札参加資格要件等について審議するため、入札執行機関ごとに

入札・契約事務審査会(以下「入札審査会」という。)を設置する。

2 入札審査会の所掌事務等は、別に定める。

(入札参加資格要件の決定)

- 第5条 知事又はその委任を受けて契約の締結について権限を有する者(以下「契約担当者」という。)は、対象業務ごとに入札審査会に諮り、第3条に定める入札参加資格要件を決定する。
- 2 契約担当者は、対象業務ごとに入札の公告をする前日までに、入札審査会に諮ることとする。

(入札の公告)

第6条 入札の公告は、入札期日の前日から起算して10日前までに政令第167条の6及び財務規則の規定により、岡山県のホームページへの掲載及び事業実施事務所における掲示により行うものとする。ただし、急を要する場合にあっては5日以内に限り短縮することができる。

(委託業務仕様書の閲覧等)

- 第7条 契約担当者は、公告に定める期間中、委託業務仕様書を閲覧に供し、希望する 者に対して交付するものとする。
- 2 委託業務仕様書に関する質問は、仕様書に対する質問・回答書(様式第1号)により受け付ける。
- 3 契約担当者は、前項の質問に対して、質問を受けた日の翌日から起算して5日以内の日又は入札期日の2日前の日のうちいずれか早い日までに回答するものとする。

(入札参加の申出手続)

- 第8条 入札に参加しようとする者は、一般競争入札(条件付)参加資格確認申請書 (様式第2号)及び関係書類(以下「申請書等」という。)を第6条の規定による公 告(以下「公告」という。)で指定する期限までに、持参又は郵便等(郵便又は民間 事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規 定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条 第2項に規定する信書便をいう。以下同じ。)により、契約担当者に提出しなければ ならない。
- 2 郵便等による提出は、配達の記録が確認できる方法(一般書留、簡易書留等)によるものとする。

(入札参加資格要件の審査)

第9条 契約担当者は、前条の規定により提出された申請書等に基づき、入札に参加しようとする者について、第3条第1項第1号、第2号、第3号、同条第2項第1号及び第2号に規定する事項を直ちに審査し、不適合と認められる場合にあっては、入札

期日の2日前までに入札参加資格要件不適合通知書(様式第3号)により申出者に通知する。

- 2 前項の通知を受けた者は当該入札に参加することができない。
- 3 第1項に規定する事項を除く入札参加資格要件の審査は、開札後に行う。ただし、 第1項に規定する不適合通知の期限までにすべての入札参加資格要件について審査が 行える場合にあってはこの限りではない。
- 4 前項の審査は、入札参加資格要件をすべて満たしている者1名を確認するまで最低 価格入札者(最低制限価格を設定している場合は、当該最低制限価格を上回る最低価 格入札者)から入札価格の低い順に行い、審査の結果、不適合と認められる場合に は、入札条件不適合通知書(様式第4号)により当該入札参加者に通知する。

(無資格者への理由説明)

- 第10条 前条に規定する入札参加資格要件不適合通知書又は入札条件不適合通知書を受け取った者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して7日以内に、契約担当者に対して、その理由について説明を求めることができる。
- 2 前項の説明を求める場合においては、書面により行うものとする。
- 3 契約担当者は、前2項の規定により説明を求められたときは、書面により回答するものとする。この場合において、回答は、原則として説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して3日(県の休日を除く。)以内に行わなければならない。

(入札の執行)

第 11 条 入札は、入札書(様式第 5 号)を公告で指定した場所に持参させる方法によって行う。ただし、契約担当者が別の方法を入札公告において定めた場合はこの限りでない。

(落札者決定の保留等)

第 12 条 契約担当者は、開札の結果、予定価格以下の金額の入札が確認された場合で も、第 9 条第 3 項に定める審査が完了するまでは落札者決定を保留する。ただし、事 前審査により開札前にすべての審査が完了している場合にあっては、直ちに落札者を 決定することができる。

(入札結果の公表)

第 13 条 契約担当者は、落札者を決定したときは、別に定めるところにより、入札結果 を公表するものとする。

附則

- この要領は、平成19年6月5日から施行する。
- この要領は、平成27年4月1日から施行する。
- この要領は、令和7年1月9日から施行する。